第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 寒川町子ども・子育て支援事業計画の概要

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく法定計画として、幼稚園や認可保育所などの「教育・保育施設」や小規模保育事業などの「地域型保育事業」、子育て支援センターや一時預かりなどの「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期などについて定めている。

平成27年3月に策定した現行の第1期計画が平成31年度(令和元年度)で終了することから、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期計画を策定する。

参考:子ども・子育て支援法(抜粋)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 第2期計画策定の基本的な考え方

① 基本指針

子ども・子育て支援法第60条の規定により、子ども・子育て支援のための施策を総合的に 推進するための基本的な事項を定めており、子ども・子育て支援事業計画に関する事項も盛り 込まれている。

幼稚園の利用希望や保育を必要とする者の預かり保育の利用希望について、適切に量を見込み確保内容を検討することなど、子ども・子育て支援制度の状況や、幼児教育無償化に伴う法改正など、関連施策の動向を踏まえ、本年6月を目途に「基本指針」の改正が予定されている。

② 量の見込みの算出等の考え方(手引き)

前述の「教育・保育施設」「地域子ども・子育て支援事業」などの量の見込みの算出等の 考え方については、いわゆる「手引き(改訂版)」が国から示されている。

5年前の第1期計画策定時の考え方を基本としつつ、平成29年度に国が示した「子育て安心プラン」や「中間年見直しの考え方」、平成30年度の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、量の見込み方等の追加・修正がなされた。

第2期計画は、平成30年度に実施した子育て支援事業に関するニーズ調査の結果を踏ま えながら、町の現状分析・課題整理を行い、国が示す「基本指針」や「手引き」に基づき、需 要量の推計、目標量の設定などを実施する。

3 策定スケジュール

7月5日	子ども・子育て会議(第1回) 第2期計画の策定について、現行計画
	の進行管理報告
8月6日	子ども・子育て会議(第2回) 第2期計画案の見込量、目標量、確保
	方策等について
8月29日	子ども・子育て会議(第3回) 第2期計画案のイメージ、見込量、目
	標量、確保方策等について
11月	子ども・子育て会議(第4回) パブリックコメント (案) について
12月~1月	パブリックコメント実施
2月	子ども・子育て会議(第5回) パブリックコメント実施結果、第2期
	計画最終案
3月	県との法定協議